

【意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解とを併記した意見対照表】

○意見書の総数・・・106通（賛成1、反対105）

○公聴会における公述人の公述・・・公述人：20組（起業者1、賛成5、反対14）、公述時間：約10時間

四国地方整備局

項目	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
1. 事業の公益性について	① 昭和51年の災害は、別当川の支流である西城川と別当川に隣接する片城川における土石流が起こした氾濫が主な原因である。しかも別当川流域において水害による死者は出していない。今回の内海ダム再開発の事業計画ではこれら西城川や片城川への配慮が全く為されていないので、地域の洪水対策としては全く無意味である。	昭和51年9月の洪水による別当川水系での被害については、香川大学による災害調査研究報告及び香川県による別当川周辺住民への聞き取り調査から、別当川本川からも溢水し、家屋浸水及び家屋半壊等の被害をもたらしたことが確認されている。 別当川では、昭和51年災害後、災害復旧助成事業等により改修が行われたものの、下流沿川には家屋が集中していたため河川改修を充分行えず、治水安全度は1/10程度である。このため、30年に1回程度の規模の降雨や昭和51年と同規模の降雨があった場合、洪水により流域に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、抜本的な治水対策が必要となっている。 また、隣接する片城川については、昭和54年度までに1/50の計画規模で改修を終えていることから、洪水被害の恐れは大きく軽減しており、西城川については、砂防ダムを設置し土石流災害の恐れは大きく軽減していることから、治水安全度が1/10しかなく、改修が不十分となっている別当川本川において、本件事業を施行する必要性があると認められる。
	② 昭和36年、49年、51年の水害を経て、防災工事は完成している。昭和51年以後一度も水害は起こっていない。安全な別当川に巨大ダムは不要である。	
	③ 今回の「計画雨量」では、別当川を時間雨量88mmとし、「片城川」では65mm、「西城川」にいたってはまったく無視しているのである。もはや「支離滅裂ダム」としか言いようがない。これでは過去の災害実績も、地域の地形も全く無視された「素人設計ダム」でしかない。このダムによって地区住民が相変わらず「泣く」のは目に見えている。	本件事業の完成により、洪水時における本川の流量を現状より低く抑えることが可能となり、本川流域における洪水による被害の軽減が期待できることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。 また、隣接する片城川については、昭和54年度までに1/50の計画規模で改修を終えていることから、洪水被害の恐れは大きく軽減しており、西城川については、砂防ダムを設置し土石流災害の恐れは大きく軽減していることから、治水安全度が1/10しかなく、改修が不十分となっている別当川本川において、本件事業を施行する必要性があると認められる。 なお、河川整備基本方針及び河川整備計画は、水系ごとに定めるものとされている。
	④ 新事業における「計画降雨量」では、別当川が時間雨量88mmであるのに対して、片城川では時間雨量65mmとなっているから、片城川が既に「氾濫」していても別当川ではまだ「放流」していることになり、満潮時と重なれば別当川下流域では更に甚大な被害が予想されることになる。	別当川の治水対策の検討については、洪水と満潮が重なっても流水を安全に流下できるように計画することが必要であることから、新月（朔）及び満月（望）の日から5日以内に生じる各月の最高満潮位の平均値である朔望平均満潮位を基に、河道の流下の流下能力の計算が行われており、本件事業の完成により、洪水時における別当川の流量を現状より低く抑えることが可能となり、流域における洪水による被害の軽減が期待できることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。 また、隣接する片城川については、昭和54年度までに1/50の計画規模で改修を終えていることから、洪水被害の恐れは大きく軽減しており、西城川については、砂防ダムを設置し土石流災害の恐れは大きく軽減していることから、治水安全度が1/10しかなく、改修が不十分となっている別当川本川において、本件事業を施行する必要性があると認められる。

項目	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
⑤	<p>「新内海ダム」では「穴あきダム」が計画されている。この設計では、ダムが満水点に達すれば、自動的に放水される。それは河口部の干満に拘わらず行われるから、これまでいつも高潮被害に泣かされている下流地区住民としては、もはやただただ逃げるしか術がない状況に追いやられる。これでは「防災ダム」ではなく、まさに「災害誘発ダム」ではないのか。</p>	<p>自然調節方式のダムは、人為的な操作がないため、管理が容易な方式であり、別当川のように集水面積が狭く、洪水の到達時間が短い河川に適した方式である。 また、河川の流下能力は、朔望平均満潮位をもとに計画されており、計画高水流量を安全に流下できると認められる。 なお、洪水調節方式にかかわらず、ダムの放流は流入量に応じて行われるのであり、自然調節方式であるから危険であるということはない。 以上のことから、内海ダム再開発工事において、自然調節方式を採用したことは妥当であると認められる。</p>
	<p>再開発ダムは通称穴あきダムである。想定されている洪水を上回る降雨が発生した場合は、洪水調整容量が満杯になった瞬間に洪水調整能力を失い大災害を引き起こす。</p>	<p>計画規模を超える降雨の場合でも、最大流入量以上の流量を下流に流すことはない（ダムが無いのと同じ状態）ので、ダムによって洪水の被害が大きくなることはない。なお、洪水調整容量に規定の余裕を持っていることなどから、直ちに制御不能の状態に陥るのではなく、ある程度、ダムの効果は引き続き発揮される。</p>
	<p>既存ダムが危険であるとの指摘である。危険であれば撤去すればよい。</p>	<p>内海ダムは、洪水調整容量が小さく、30年に1回程度の規模の降雨や昭和51年と同規模の降雨に対して、十分な洪水調節が行えないが、当該事実をもって直ちに内海ダムが危険であり撤去しなければならないというのではなく、内海ダムは、別当川の治水対策及び利水対策の上で重要な役割を果たしており、住民生活の安全・安心の観点から、撤去することはできないと認められる。</p>
	<p>ダムが出来ても直下の住民には、何にも良いことがない。</p>	<p>新たに設置されるダム堤体付近に民家が存するが、本件事業の完成により、別当川の洪水被害を軽減させ、小豆島町の上水道の安定供給を図ることができ、また、環境・景観への影響も軽微であることから、ダム直下を含む地域住民にとって、その公益性は高いものと判断される。</p>
<p>2. 基本高水について</p>	<p>① 香川県は、その基本高水流量を計算するに当たって、集水域2平方kmからの流入時間を30分とするとして「河川砂防技術」に示された全国一律の目安を以て流入量を検証している。しかし、「実用河川計画」には、「100 m^3降雨時＝山腹勾配$1/2=34\text{分}/\text{km}$」「100 m^3降雨時＝山腹勾配$1/4=41\text{分}/\text{km}$」と示されており、香川県の主張よりは明らかに長い時間が必要であることが示されている。 また、香川大学の研究（昭和52年・小豆島災害調査研究報告）では、実際の昭和51年災害時の小豆島での水文資料から等価粗度係数を割り出しており、これらによれば、降雨が1時間以内にダム地点に到達するのは不可能である。 結果として香川県の計算は実態に対して3割水増しされている。</p>	<p>起業者は、国土交通省河川砂防技術基準に基づき、降雨量から貯留量を考慮して流出量を求める貯留関数法を用いて、基本高水流量を計算しており、適切であると認められる。 なお、「実用河川計画」には、山地における洪水の流入時間が記載されているが、その内容から内海ダムへの洪水到達時間が1時間以上要するとは判断できない。 また、小豆島災害調査研究報告の表「洪水到達時間の解析」を用いた場合、別当川のダム地点までの洪水到達時間は、山腹斜面長が0.75km、山腹勾配が$1/4$、平均雨量強度が1時間約90mmであることから、0.6時間、すなわち36分となるものである。</p>

項目	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
	<p>② 香川県は、ダム地点の基本高水流量を流出計算の結果130m³/秒としているが、実際に流れた量は97m³/秒しかなく、約30m³/秒以上の差があり、過大見積もりである。</p>	<p>起業者は、河川砂防技術基準に基づき、貯留関数法を用いて基本高水のピーク流量を計算しており、適切と認められる。 なお、毎秒97m³は、ピーク時の1時間の平均流入量を基に算出したと思われるが、貯留関数法ではピーク時における10分ごとの流入量を基に算出されるため、この差が影響しているものである。</p>
3. 流下能力について	<p>① 香川県は、別当川の流下能力の計算において等流計算により行っているが、本当は不等流計算をしなければいけない。起業者のやり方では流下能力を過小に評価している。</p>	<p>起業者は、上流区間については、断面形及び勾配が縦断的に不変と考えられる場合に用いる等流計算で、下流区間については、断面形及び勾配が縦断的におだやかに変化する場合に用いる不等流計算で、それぞれ流下能力を検証しており、別当川の河道の状況と合致することから、流下能力は適切に算出されていると認められる。</p>
	<p>② 河口域の流下能力を計算する際には、既往最高潮位から計算されねばならないが、再開発ダムの計画高潮位はTP+179cmであり、既往最高潮位は平成16年16号台風のTP+251cmである。潮位が上がれば、計画降雨以下であっても別当川は氾濫する。また、片城川の計画高潮位はTP+97cmであり、河口域の氾濫は再開発ダムによる洪水調整よりも、潮位による影響の方が多くダムでは洪水は防げない。</p>	<p>中小河川においては、洪水のピーク時間が短く、高潮と重なる可能性が低いことから、一般的に朔望平均満潮位を出発水位として河道の流下能力の計算を行っており、起業者の計算方法は妥当であると認められる。 なお、起業者は、別当川では洪水の発生と高潮が同時に生起する可能性は低いことを確認していることから、既往最高潮位を考慮しない計画となっていることは妥当であると認められる。</p>
4. 利水について	<p>① 「新内海ダム」では、多目的ダムとして「上水道源確保」をその目的の一つとしているが、小豆島では平成9年に「吉田ダム」完成以後、町水道が「断水」した経験は一度もない。しかも過疎化が一層進む小豆島では、もはや水道需要が急増する見込は全くない。</p>	<p>小豆島町の上水道は、平成10年度の吉田ダムの供給開始により、一時的に水不足が解消されたものの、平成12年度以降、河川・ダム等の水利権を有している水源（安定水源）からの供給能力が不足する状態が続いており、平成18年度には、一日最大の供給量9,906m³のうち、安定水源からの供給能力が8,886m³であり、一日当たり約1,000m³が不足する状況となっている。これらの不足する水量は、本来取水することができない灌漑用のため池等から水利権者の了解のもと、緊急的措置として取水させてもらっているのが実情であり、さらに、今後の需要予測においても、平成24年度で、一日最大10,103m³が必要とされていることから、将来的にも水源が不足することが見込まれている。 本件事業の完成により、新たに日量1,000m³の取水が可能となり、上水道の安定的な供給を図ることができることから、本件事業を実施する必要があると認められる。</p>
	<p>② 申請書「小豆島町の水需要と供給計画」を見る限り、平成24年需要見込は過大すぎる。一時的に小豆島町の需要が増えても、平成29年の需要予測が平成18年実績とほぼ同じレベルにまで減少することになっている。全国的に少子化・人口減少が進む今、小豆島町も例外ではない。とすれば、新内海ダムは完成してわずか5年すれば不要になる。</p>	
	<p>③ 平成9年策定の第3次香川県長期水需給計画から将来的に不足すると予測された部分について1000m³/日の新たな水源開発を行うとされてきたが、供給実績は平成18年度ですでに予測量を2000m³/日以上回っている。これは予測が間違っていたのであり、水源開発の必要性がないことは明らかである。</p>	

項目	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
④	<p>事業認定申請書に、小豆島町の上水道は平成19年3月現在で一日最大9,906m³を供給しているとあるが事実と異なる。小豆島町水道事業会計決算に示されている一日最大配水量は9,159m³となっている。</p>	<p>一日最大供給量9,906m³は、根拠のない数字ではなく、各配水施設ごとの一日最大供給量の合計であり、これは、水道法に基づく水道事業認可申請の事業計画として、香川県知事より認可を受けたものであり、起業者は、これを事業認定申請書の一日最大供給量としたものである。</p> <p>なお、平成18年度小豆島町水道事業会計決算書に示されている9,159m³は、小豆島町全体のある一日の最大供給量となっている。</p>
⑤	<p>内海ダムはもともと水がたまらないダムで町民のほとんどが知り得ているダムである。</p>	<p>平成4年～19年の16年間のデータから算出した貯水池回転率（平均年流入量／常時満水位の容量）によれば、小豆島内の他のダムと比較して、新内海ダムの回転率は大きく、貯水効率が良いダムと言える。</p>
⑥	<p>むしろ小豆島町の水道事業へのこれ以上の過剰追加投資は、今でも馬鹿みたいに高い水道料金が、さらに値上げされるのではないかと心配である。</p>	<p>内海ダム再開発事業の負担金888百万円のうち、国費補助等を除いた実際の水道事業者負担金は、49百万円であり、維持管理費も現在と大きく変わらないことから、水道料金は、現状水準を維持できるものと認められる。</p>
⑦	<p>上水道の供給には「漏水」はつきものであり、10%くらいは漏水すると言われている、近年漏水防止技術も格段に進歩しているとされ、漏水対策を徹底的に図れば、「漏水」への大きな手立てになると思われる。</p>	<p>漏水対策は、抜本的な利水対策とはならないが、起業者は、有効率の向上は重要であるとの観点から、老朽化した配水管の更新を計画的に進めているものの、小豆島町では供給量に対する送水管等の延長が県内他市町と比較して長く、有効率は、平成19年3月現在で県平均の92.5%に対して87.7%となっていることから、今後、漏水率削減のため計画的に老朽管の更新を行うなどの漏水対策を実施し、平成28年度までに有効率91%を実現、29年度以降も引き続き有効率を高めるよう対策を実施していくこととしている。</p>
⑧	<p>夏場はカビ臭のする水道水を飲んで喜ぶとお考えですか。観光を大きな柱の一つとしている町の産業への影響はどのように考えておられるのですか。</p>	<p>新内海ダムの貯水池回転率は高いこと、富栄養化現象発生の可能性は低いと予測されていること、選択取水施設の設置により、水温や濁水を考慮した自由な位置からの取水が可能であること、内海浄水場において外観・臭味など飲用等に問題ない水として処理された後に供給されることから、水質については問題ないと認められる。</p>
⑨	<p>現在ちゃんと使用料も払って水道水源として取水しているため池を、年間約3ヶ月のかんがい期に、もし渇水になると取水できないから、不安定水源であるからいらぬということなのか。</p>	<p>小豆島町では、水源が不足していることから、人道的・緊急的措置として、水利権者である水利組合等の同意の下に、ため池から一部供与を受けてきたものであるが、ため池は、農業用として整備されたものであり、本来その貯留水を目的以外に使用することはできないので、早期に安定水源の確保を図る必要があると認められる。</p>

項目	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
5. 断層・耐震性について	① 今回の内海ダム再開発建設予定用地の地下地盤に、3本の断層が発見されており、再び動く可能性は十分に残っている。 大地震を頻繁に見聞するばかりか、来るべき大南海地震の情報におびえている現状からして、この地球が明らかに活動期に入っている。 この3本の断層を全く安全と誰が保障できるのか。むしろ、このような不安な地盤に大量の水をためること自体、大災害を自ら誘発するおそれすらある。	断層には、地質学的に古い時代には活動した経緯があるが、現在は活動を停止しており、今後、活動する可能性が極めて低いと判断される古い断層と、新しい時代に活動した経緯があり、今後も活動する可能性がある断層（活断層）の2種類がある。 起業者は、内海ダム周辺について、国土交通省河川砂防技術基準等に基づき、文献調査及び空中写真判読等の詳細な調査を実施するとともに、国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人土木研究所の専門家の意見等も踏まえ、活断層の疑いのある地形は存在しないことを確認している。このため、3つの断層は古い断層と判断している。
	② 2年前にフィリピンにおいて長雨で断層に水がしみこみ大地滑りがおきて、一千人以上の方が生き埋めで犠牲になった。	
	③ 中国四川省において地震により803ものダムにひび割れや水漏れ、決壊の恐れがあるという。	新内海ダムは、河川管理施設等構造令に基づき、適切に設計されており、また、堅硬な岩盤を基礎地盤とするため、十分な安全性を有していると認められる。 なお、同令に基づき、設置された我が国のダムで、地震によってダムの安全性に問題を生じるような被害を受けた事例はない。
	④ 巨大地震が発生すると、いくら大きなコンクリートの固まりであるダムの堰堤でも、ひび割れ、水割れ、最悪の場合は堰堤が破壊されて、決壊して、大量の水が一気に流れ出し、下流住民が一挙に押し流される大惨事が起きる可能性がある。	起業者は、基礎地盤について、堅硬な岩盤であることを確認しており、また、「風化」は新鮮な岩盤が時間をかけて風雨にさらされる過程において生じる現象であるが、ダム建設にあたっては、そのような岩盤は全て除去されるため、問題はないと認められる。
	⑤ 申請書には「新鮮で堅硬な岩盤が浅いところから分布」としているが、「新鮮な」岩盤は硬いが脆い、しかも花崗岩は風化しやすいというのが常識である。	新たに設置されるダム堤体付近に民家が存するが、新内海ダムは、河川管理施設等構造令に基づき適切に設計されており、また、ダムの基礎地盤は、十分な強度を有することが確認された堅固な岩盤であるため、十分な安全性を有していると認められる。
	⑥ 今回計画されているダムは大きすぎる。どこかの山奥に作るのであれば、話は分かるが民家にあまりにも近すぎる。行政は、絶対に安全なダムだというのが絶対に安全なダムがこの世の中のあるのか？あの原子力発電所でさえ問題を起こしているではないか。	

項目	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
6. 環境・景観への影響について	① 環境を破壊する内海ダムはいらない。	<p>本件事業は、環境影響評価法並びに香川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は任意で調査を行い、調査結果に基づき環境に与える影響について予測、評価を行っている。</p> <p>水質について、水温変化・濁水現象については影響は小さく、富栄養化現象の発生する可能性は低いと評価されている。</p> <p>大気質（粉じん）、騒音、振動については、いずれも環境基準等を満足すると評価されている。</p> <p>また、本件事業地内において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの飛翔が確認されているが、生息環境が広く残存すること、営巣が確認されていないこと、事業地周辺での繁殖の可能性が低いこと、周辺環境に配慮していることから、影響は小さいと評価されている。同じく国内希少野生動植物種であるハヤブサ及び環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔が確認されているが、生息環境が広く残存すること、営巣が確認されていないことから、影響は小さいと評価されている。その他、環境省レッドリスト及び香川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類として掲載されている植物2種が確認されているが、移植を行うこと、移植後もモニタリング調査を行い、専門家の指導、助言のもと保全措置を講ずることから、環境に与える影響は軽微であると評価されている。</p> <p>以上のことから、環境に与える影響は軽微であると認められる。</p>
	② 国立公園寒霞溪の景観を台無しにする内海ダムはいらない。	<p>起業者は、景観について、学識経験者や景観に関する専門家、地元代表、観光協議会会長、自然環境保全審議会委員等から構成する「内海ダム景観検討委員会」を設立して検討を行い、その検討結果を踏まえ、環境や景観に配慮した整備を行えるよう努めることとしている。</p> <p>具体的には、堤体下流への堤体を目立たなくするための植栽の実施、付替道路の法面緑化などを実施することとしており、今後も必要な対策について継続して検討していくこととしていることから、影響は軽微であると認められる。</p>
	③ ダム建設は島の緑地を減らし、河川を枯渇させ、内海湾の海水を汚染し、魚介類を死滅させ、貴重な観光資源である寒霞溪の景観を破壊し、小豆島の自然を取り返しのつかないものにしてしまう。その観光事業への影響も無視できない。	6. ①及び②のとおり
	④ 寒霞溪には、寒霞溪にしかない絶滅危惧種であるカンカケイニラ、ショウドシマレンギョウがあり、また、固有種ではないが絶滅危惧種のみセバヤ、イワギリソウが生存している。 さらに、寒霞溪の山頂でミサゴが営巣しているのを見たことがあり、また、ハヤブサが海岸に近い山の岸の棚で子育てをしている。	<p>起業者の調査によれば、カンカケイニラ、ショウドシマレンギョウ、ミセバヤ、イワギリソウはいずれも本件事業の区域内では確認されていない。</p> <p>また、ハヤブサ、ミサゴについては、本件事業地内で飛翔が確認されたものの、生息環境が広く残存すること、営巣が確認されていないことから、影響は小さいとの評価を受けており、その判断は妥当と認められる。</p>

項目	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
	<p>⑤ 大型ダムや砂防ダムを多く建設することにより、山地からのチッ素、リンを含む栄養素が海に流出しにくくなって、海岸付近の生態系が狂ってきていると漁業者から指摘されている。</p>	<p>既設内海ダムは、流水の正常な機能の維持のための流量を確保していないことから、通常は河川への放流が行われず、別当川では、川に流水のない状況が多く発生しているのが現状である。 これに対して、内海ダム再開事業では、維持流量を確保し、常に維持流量を放流することとなるので、河川の生態系への影響及び栄養塩類の供給等海域への影響は、本事業によりむしろ改善されるものと認められる。</p>
	<p>⑥ 国立公園で何度も道路を付け替えるのはおかしい。</p>	<p>付替道路工事は、国立公園の区域外で行われている。また、香川県ダム環境委員会及び内海ダム景観検討委員会において協議し、法面緑化の対策を行うこととしていることなどから、本事業が環境及び景観に与える影響は軽微であると認められる。</p>
	<p>⑦ 巨大なダム堰堤は、川と地下水流を断ち切る恐れがある。下流の80パーセントの人の人家や田畑にまで井戸があり、その水が止まるかもしれない。さらに田んぼや畑、一枚ごとにも井戸がある。</p>	<p>起業者は、ダム建設による井戸水（農業用を含む）への影響について、現状を把握するために、平成14年度から継続して井戸水の地下水位と水質の調査を行っており、ダム建設地近傍を除くダムの下流域については、新内海ダムにより、現在は放流されていない河川維持流量を常に放流することから、地下水が涵養され、現状よりも井戸の状態が悪化することはないと判断している。 しかし、ダム直下については、ダム建設による影響が生じる可能性もあることから、工事前、工事中のみならず工事完成後も影響の有無の把握に努め、ダム建設により影響が生じた場合には、その対策を講ずることとしており、影響は軽微であると認められる。</p>
	<p>⑧ 集水面積をさらに広げ、結果、現在は無難に推移している生活雑排水、工場排水などの汚染水がことごとくこのダムに流入して、町の水道水全体に混入してしまうという恐ろしい事態になりそうなこと。小豆島の水、水道汚染という風評被害が広まってしまった後ではもう遅い。</p>	<p>本事業により、ダム貯水池に流入する水質が大きく変化するものではなく、また、上水道の供給に当たっては、内海浄水場において、外観・臭味など飲用等に問題ない水として処理された後に供給されることから、新内海ダムの水質については、問題ないと認められる。</p>
	<p>⑨ 工事のダンプの往来で県道沿いの家は音とほこりで窓も開けられない</p>	<p>工事箇所における最も大きな騒音・振動は、岩盤掘削時に発生するが、起業者は、現地において騒音・振動を常時測定し、基準値内であることを確認している。 また、今後も地元と協議を行いながら、散水の実施、車両の低速走行、低振動型建設機械の使用等に努めることとしており、影響は軽微であると認められる。</p>
7. 代替案について	<p>① 計画策定に当り、ダムの位置について代案は示されているが、申請書では河道整備について何ら示されていない。</p>	<p>起業者は、別当川の治水対策として、本件申請案のほか、「河川改修による方法」や「遊水地による方法」について比較検討しており、社会的、技術的、経済的な面を総合的に考慮した結果、本件申請案が最も合理的であると認められる。</p>

項目	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
	② 景観を崩す膨大なダム工事をするより、今現在のダムの修復工事だけで良いと思います。	現行ダムを嵩上げし、必要な治水容量及び利水容量を確保することは、内海ダム東側尾根部の十分な強度を有する堅固な岩盤の高さが不足するため不可能である。よって、現行ダムを補強しても、有効な治水・利水対策とはならないと認められる。
	③ 島の北側斜面の山林は南側斜面と比較しても保水力を持っている。ゆえに吉田ダムの上流域、山田ダムの下流域、また草壁公民館から西方向の山間部（過去の災害時の被害にあった上流域）は検討されたのかどうか。	吉田ダムの上流等については検討されていないが、起業者は、利水対策として、本件申請案のほか、「砂防ダムの嵩上げ案」、「地下水開発案」、「海水淡水化案」について比較検討しており、経済的、技術的、社会的な面を総合的に考慮した結果、本件申請案が最も合理的であると認められる。
8. 高潮について	① 別当川河口付近（草壁本町地区）は低位地帯で、川の断面が中、上流部より狭くなっている上、湾奥部に埋め立てをして、河口を防ぐような地形をなしている。鳥瞰すれば一目瞭然である。近年潮位が異常に高くなっている上に、台風の西の吹き返しにより、内海湾奥部付近は高潮の被害が大きく広がると思われるが、河川を担当する課としてどのように早急な対策を講ずるのか、あればご教示願いたい。	海岸部の埋立護岸は、基準等に基づき河川管理上影響のないよう設計し香川県知事の許可を得ていることから、浸水被害を助長することはない。また、本件事業は別当川水系河川整備計画で改修を行うこととしている区間を除いて、計画高水流量を安全に流下させることができるよう計画されていると認められる。 なお、本件事業の認定において考慮すべき事項ではないが、平成16年の高潮災害を受け、香川県では平成18年3月に「津波・高潮対策整備推進アクションプログラム」を策定し、津波・高潮対策を効率的・効果的に整備することとしており、別当川周辺でも香川県及び小豆島町において、防潮水門新設工事や護岸工事等を実施予定と聞いている。
	② 別当川下流・河口近辺の高波対策を優先すべきである。	
9. ダムの位置・形状等について	① 四国の水瓶早明浦ダムよりも堰堤は長いのに、貯水量は30分の1という内海ダムはだれが見ても滑稽なものであり、何の為に作るのか！作りたい人がいるから何が何でもつくりたいとしていると思えぬ。後々恥を残すことになるであろうこのダムは絶対につくるべきではない。	ダムの設計は、その地域の気象、地形、地質など、それぞれの条件をふまえて行われるものであり、島嶼部にある小豆島のダムと、流域が広い早明浦ダムを比較することはできない。 本件事業は、別当川流域における洪水被害の軽減及び小豆島町の安定水源の確保を図るものであり、本件事業を施行する必要性があると認められる。
	② 通常のダムは山間部の渓谷の挟まった強固な岩盤のところに堰堤が造られ、ダムは堰堤幅より奥行きがはるかに長く、水が多いためられるようになっている。この計画では溝のような細い川が寒霞溪から流れ出てきた扇状地に堰堤が出来ることになっている。したがって堰堤の両端の山と山の間が長く、447メートルもの堰堤を造らねばならず、間に堆積物で出来たのではないかと思われる小高い山を含む変形ダムにもなっている。このような場所、形状の堰堤の強度は十分ですか。	新内海ダムは、「河川管理施設等構造令」に基づき適切に設計された通常の重力式コンクリートダムであり、十分な安全性を有していると認められる。 また、新内海ダムのダム位置については、既設貯水池上流側では河床勾配が急であり十分な貯水容量を確保することができないこと、既設ダムから約600m下流の掘北橋付近より下流側では尾根が低く谷が広がるためダムサイトとなりえる地点はないことから、既設ダムから下流600m間で地形条件、可能貯水容量からダムサイトとなり得る申請案と下流案の2地点を選定し、比較検討しており、社会的、技術的、経済的な面を総合的に考慮した結果、本件事業案が最も合理的であるとして決定されたものであると認められる。

項目	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
	③ 堰堤長に対し、水面の奥行きは400mもなく、総貯水量は早明浦ダムのわずか300分の1に過ぎない。驚くほど効率の悪いダムではありませんか。	ダムの規模は、堤体積によって代表されるが、新内海ダムの堤体積は、約15万m ³ と吉田ダム(31.7万m ³)の半分程度であり、粟地ダム(13.6万m ³)と同規模である。また、貯水効率(有効貯水量/堤体積)は、小豆島内の管理中のダムと比較しても中程度であり、「貯水効率が悪い」ダムとはいえない。
10. その他	① 起業者は財政再建準用団体になろうかという財政事情をかかえており、例え将来国からの交付税措置が約束されたにしろ、これ以上の起債は県民の福祉を圧迫するものであって、財政的に当該事業を遂行する十分な能力を有していない。	香川県では、平成19年度に新たな財政再建方策を策定し、施策の選択と集中を徹底し、地域の活性化策や安全・安心の確保などの分野に財源を重点配分することとしており、内海ダム再開発事業は、地域の安全・安心を図る観点から極めて重要な事業と認識し優先して進めている。また、起業者は、本件事業を施行するため予算措置を講じており、本件事業を遂行する能力を有していると認められる。
	② 巨大なダムができ、それが運良く無事に寿命を迎えられたとして、次回はさらに下流に造成する必要があるでしょうが、どこに新たなダムを作るのか教えてください。それはどんな大きな規模になり、どれくらい経費がかかるか試算してください。その経費を県は捻出できる見通しがあるのかも回答ください。	本件事業認定において考慮すべき事項ではないと考える。
	③ 内海ダム再開発の是非について、公開討論会を開催してください。住民団体が再々、公開討論会の開催を要請しており、知事に面会を求めているにも拘らず、面会にも応ぜず、開催もしないのはなぜですか。	地域住民等に本件事業に関する説明の機会を確保することは重要であると思慮されるが、本申請事業について事業の認定をすべきか否かの判断に当たって考慮すべき事項ではないと考える。
	④ 既存・新設に拘わらず「内海ダム」に関連する地域住民として、別当川河川改修などに関して、河川流域及び同河口流域住民などへの意向聴取などの努力が見られないのは不満である。	